

令和4年4月1日より 「権利調査」の最低制限価格の算定方法が 「用地調査業務」から「測量業務」に 変わります

三重県発注の業務委託について、以下の運用を改正し、

権利調査の最低制限価格の算定方法は、

「用地調査業務」から「測量業務」に変更となります。

また、用地調査等の業務範囲に工損調査業務が含まれるため、「用地調査業務」を「用地調査等業務」に改正をします。

【改正する運用】

「測量・設計業務に係る最低制限価格の運用について」

【改正概要】

「権利調査」の最低制限価格の算定方法について

(改正前) $P = (\text{直接原価} + \text{その他原価} + \text{一般管理費等} \times 0.5) \times 1.10$

(改正後) $P = (\text{直接測量費} + \text{諸経費} \times 0.6) \times 1.10$

P：業務委託に伴い最低限必要な費用

【適用】

令和4年4月1日以降に、一般競争入札については公告、指名競争入札については指名通知するものから適用します。

【改正理由】

積算基準（調査・測量編）において、権利調査の業務費の算定を用地調査業務から測量業務として算定するよう改定されるため。

－お問い合わせ先－

三重県 県土整備部 建設業課 TEL 059-224-2723

公共用地課 TEL 059-224-2669